

一般財団法人 山口県社会保険協会役員報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、一般財団法人山口県社会保険協会の定款第 30 条に規定する常勤の役員（以下「役員」という。）の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第 2 条 役員報酬は次のとおりとする。

- (1) 俸 給
- (2) 扶 養 手 当
- (3) 特別調整手当
- (4) 通 勤 手 当
- (5) 住 居 手 当
- (6) 賞 与

(報酬の支給)

第 3 条 俸給、扶養手当、特別調整手当、通勤手当、住居手当は、その月の月額的全額を毎月 25 日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その日前においてもっとも近い休日でない日に支給する。

2 賞与は、6 月 30 日及び 12 月 10 日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その日前においてもっとも近い休日でない日に支給する。

(俸給)

第 4 条 役員俸給月額次次のとおりとする。

常務理事

一般財団法人山口県社会保険協会職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）の別表「職員俸給表」の 6 級 15 号俸相当額を支給する。

2 一般財団法人山口県社会保険協会長は、民間企業の役員報酬等その他の事情を考慮して俸給の月額を増額又は減額することができる。

(扶養手当)

第 5 条 扶養手当は、職員給与規程第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく扶養手当の支給要件に該当する役員に支給する。

2 扶養手当の月額は、職員給与規程第 8 条第 3 項に規定する額とする。

3 前 2 項に規定するもののほか、扶養の実情の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に必要な事項は、職員に対する扶養手当の例に準ずるものとする。

(特別調整手当の月額)

第 6 条 特別調整手当の月額は俸給月額に 100 分の 11 を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第 7 条 通勤手当は、職員給与規程第 11 条第 1 項に規定する職員に対する通勤手当の支給要件に該当する役員に支給する。

2 通勤手当の月額は、職員給与規程第 11 条第 2 項に規定する額とする。

3 前 2 項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に必要な事項は、職員に対する通勤手当の例に準ずるものとする。

(住居手当)

第 8 条 住居手当は、職員給与規程第 13 条第 1 項に規定する職員に対する住居手当の支給要件に該当する役員に支給する。

2 住居手当の月額は、職員給与規程第 13 条第 2 項に規定する額とする。

3 前 2 項に規定するもののほか、住居の実情の変更に伴う支給額の改定その他住居手当に必要な事項は、職員に対する住居手当の例に準ずるものとする。

(賞与)

第 9 条 賞与は、毎年 6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在任する役員に対して支給する。

2 賞与の額は、それぞれの基準日現在において当該役員が受けるべき俸給月額に、次に掲げる支給割合を乗じて得た合計額に、その者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額とする。

(1) 6 月 30 日に支給するもの

期末手当部分については 100 分の 120

勤勉手当部分については 100 分の 60

(2) 12 月 10 日に支給するもの

期末手当部分については 100 分の 130

勤勉手当部分については 100 分の 60

3 前項の在職期間に応じた割合は、支給日以前におけるその者の在職期間に応じて、次表に掲げる割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間	割 合
(6 月 30 日又は 12 月 10 日以前)	
6 か月以上	100 / 100
5 か月以上 6 か月未満	80 / 100
3 か月以上 5 か月未満	60 / 100
3 か月未満	30 / 100

(日割計算)

第 10 条 新たに役員となった者には、その日から俸給及び特別調整手当（以下本条において

「俸給等」という。)を支給する。

- 2 役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの俸給等を支給する。
- 3 第1項又は第2項の規定により俸給等を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給等の額は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(報酬の支払方法)

- 第11条 役員報酬は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員報酬から控除すべきもの及びその役員が報酬から控除することを承諾したものの金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の額から、その金額を控除して支払うものとする。
- 2 役員が報酬の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(端数の処理)

- 第12条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(実施に関し必要な事項)

- 第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、職員の例に準ずるものとする。

(委任)

- 第14条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て定める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この改正規程は、平成25年4月1日から施行する。